

警視庁告示第 3058 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 24 日

警視総監 筒井 洋 樹

記

1 聴聞の期日

令和 8 年 9 月 15 日 午後 1 時 30 分 開始

2 聴聞の場所

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁運転免許本部 聴聞会場